

## 熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱

平成15年10月21日制定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県被災宅地危険度判定実施要綱第2条第5号に規定する被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）及び、同条第7号に規定する被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）の登録に関し必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 被災宅地危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、この要綱に基づき知事が被災宅地危険度判定士として登録した者をいう。
- (4) 判定調整員 危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整等を実施する者として、この要綱に基づき知事が被災宅地危険度判定業務調整員として登録した者をいう。
- (5) 被災宅地危険度判定連絡協議会 都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

### (登録の対象)

第3条 県内に居住又は勤務するもののうち、次のいずれかに該当するものが、第12条第1項に規定する講習会を修了した場合には、宅地判定士としての登録をすることができる。

- (1) 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第18条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからトに該当するもの
- (2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有するもの
- (3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、特に知事が認めたもの

2 知事は、前項の規定にかかわらず、県内に居住又は勤務する者で、前項各号に定める者と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者に宅地判定士の登録申請をさせることができる。

(登録証の手続き)

第4条 前条に規定する登録申請資格を有する者で、宅地判定士の登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書(様式第2号。以下「登録申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りではない。

- (1) 第12条第2項の受講修了証の写し
- (2) 前条第1項第1号及び第2項に該当する者については、各々の登録要件を証明する書類
- (3) 前条第1項第2号又は、第3号及び第2項に該当する者については、実務経験証明書(様式第3号)
- (4) 申請者の写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(宅地判定士の登録)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請を行ったもの(以下申請者という。)が宅地判定士として適当であると認めたときは、被災宅地危険度判定士名簿(以下「宅地判定士名簿」という。)に登載するとともに申請者に対して、被災宅地危険度判定士登録証(様式第4号。以下「登録証」という。)を交付し、宅地判定士として適当でないとき、登録することができない旨を申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更があったときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)及び登録証を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 居住地及び電話番号
- (3) 勤務先の名称、所在地及び電話番号

2 知事は、前項の届出があった場合においては、宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。

(登録証の更新)

第7条 第5条の規定による宅地判定士の登録(以下登録という。)の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として熊本県被災宅地危険度判定実施

要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、登録の更新をすることができる。

- 3 前項の規定により登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間の終了する日までに、第12条第1項に規定する講習会を受講した（知事が講習会を受講したと同等の知識を有すると認めた者を除く）後に、知事に被災宅地危険度判定士登録更新申請書（様式第6号）を提出することにより、登録を更新することができる。
- 4 知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに登録を行うものとする。
- 5 前項の登録の有効期間は、前項の登録が完了した日から5年を経過した日の属する年度の末日とする。

#### （登録証の再交付）

第8条 宅地判定士は、登録証を紛失した場合には、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（様式第7号）により知事に再交付を申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに前項の規定により再交付をうけた登録証を知事に返納しなければならない。

#### （登録の辞退）

第9条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届（様式第8号）に登録証を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録を取り消すものとする。

#### （登録の取消）

第10条 知事は、宅地判定士として登録されている者に、宅地判定士としてふさわしくない行動があったと認めた場合は、登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに登録証を知事に返納しなければならない。

#### （判定調整員の登録）

第11条 知事は、宅地判定士のうち、適当と認められる者を判定調整員として登録するものとする。

- 2 前項の登録は、宅地判定士名簿に判定調整員である旨及び認定年月日を記載することにより行うものとする。

#### （講習会）

第12条 県の宅地判定士の登録若しくは登録の更新をしようとする者が受講する講習会は、次にかかげるいずれかの講習会とする。

- (1) 県が、市町村の協力を得て危険度判定に必要な知識及び技能向上のために開催する講習会
- (2) 被災宅地危険度判定連絡協議会の開催する講習会

2 知事は、前項第1号の講習会の受講を終了したものに対し、受講修了証（様式9号）を発行する。

（宅地判定士等名簿）

第13条 知事は、第5条、第6条第2項、第7条第4項、第9条第2項、第10条第1項、第11条第1項に規定する手続きを行った場合には、速やかにその内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知する。

（委任）

第14条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月21日から施行する。